

役職免除規定（案）

令和 年 月 日施行

第 1 条 この規定は、自治会長、自治会副会長、会計、班長の役職（以下、「自治会役職」という。）について、年齢による要件（以下、「年齢条件」という。）、生活状況による要件（以下、「生活条件」という。）を設定することで、円滑な役職の選任に資することを目的とする。

第 2 条 この規定は、自治会役職について、別表 1 に該当する場合は、本人または同一世帯員からの申し出に基づき、役員会の承認によって、免除できるものとする。

2 上記に係わらず、別表 1 の要件と同等程度の生活要件を満たし、役職業務を行うことが困難な場合は、役員会の承認によって、免除できるものとする。

別表 1

世帯構成	年齢要件	生活要件
1 人世帯	なし	病気等の場合
	満 8 0 歳以上	なし
2 人世帯以上	同一世帯全員が満 8 0 歳以上	なし
	なし	病気等により、同一世帯員による介護が必要な場合

※世帯は、会費納入の世帯を 1 世帯とする。

※病気等とは、長期入院、寝たきり等、心身の健康状態により日常生活に支障があり、役職業務を行うことが困難なものをいう。

附 則

この規定は、令和 年 月 日から施行する。